

令和5年度新たな防災の取り組みについて

1 防災ギフト配付事業について

(1) 趣旨

本年は、関東大震災から100年という節目の年であり、本事業を通じた備蓄の促進により、自助による区民の防災力の更なる底上げ、防災意識の一層の高揚を図ることを目的として、令和5年4月1日時点で江東区に住民票がある世帯を対象に、備蓄物資など防災商品に特化したカタログギフトを全戸配付することとする。

(2) 事業概要

- ・名称 防災ギフト配付事業
- ・配付数 約290,000部
- ・対象者 令和5年4月1日時点で江東区に住民票がある世帯（1世帯1部）
- ・ポイント 自由な組合せで5,000ポイント（5,000円相当）を上限に選択可能
- ・配付方法 郵送
- ・申込方法 ハガキもしくはWEB

(3) 事業期間

- ・カタログ配送期間 6月21日（水）～7月20日（木）
- ・申し込み期間 6月21日（水）～9月30日（土）
- ・商品配送期間 11月1日（水）～3月31日（日）
※防災用品が用意でき次第、順次配送予定
- ・コールセンター開設期間 6月21日（水）～3月31日（日）
※土日祝、年末年始は休み
- ・申込が難しい方への相談窓口期間 7月3日（月）～7月7日（金）
8月7日（月）～8月10日（木）
※文化センター、総合区民センター、豊洲シビックセンター

封筒
(角2)



カタログ表紙
(A4)



2 水害時の集合住宅等への避難体制の構築について

(1) 事業概要

大規模水害時における緊急的な避難方法は垂直避難となることから、区では、安全に避難できるよう、緊急一時避難先の更なる確保や避難環境の向上に努めている。

一時避難施設の協定等を締結済の企業・UR・都営住宅への備蓄物資の支給や、民間マンションへの防災資機材の支給により、良好な避難環境の整備や一時避難先の確保を推進する。

(2) 協定締結済み集合住宅等への備蓄物資支給

「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」、「大規模な水害時における緊急避難に関する覚書」を締結済の企業・UR・都営住宅が対象。(配布対象：企業13件、UR7件、都営住宅67件)

【支給物資】

簡易トイレ、アルミブランケット、トイレ用テント、トイレトーパー

※都営住宅、URの棟数をベースに自治会への支給量を決定

【スケジュール】

6月上旬：自治会、企業宛に、本事業の案内文、防災資機材交付希望調査票の送付

8月下旬：自治会、企業宛に物資の送付を開始

(3) 民間マンションとの協定締結促進

マンション・町会・区による、大規模水害時に民間マンションを垂直避難先として使用できる協定の締結を推進する。対象は、高潮の浸水想定が0.5m以上の地域。協定を締結した場合、当該マンションへ避難者用の備蓄物資を支給。

【支給物資】

テント、簡易トイレや蓄電池など、区が指定する物資(上限30万円相当)

【スケジュール】

令和5年7月：ガイドライン策定、町会・マンション管理組合等に通知予定

3 避難所開設・運営訓練の実施について

(1) 事業概要

拠点避難所(各小・中学校等)での総合防災訓練(地域訓練)は、民間事業者も活用しながら、避難所開設・運営訓練に特化して実施する。訓練参加者は、災害協力隊、区職員、学校関係者など、各学校の避難所運営協力本部連絡会のメンバーを中心とする。今年度は4校で実施し、来年度以降は、実施校数の増を目指す。

(2) スケジュール

- | | | | |
|----------|-----------|----------|-----------|
| ①第三亀戸中学校 | 8月18日(金) | ②有明西学園 | 9月2日(土) |
| ③東陽中学校 | 11月12日(日) | ④第五大島小学校 | 11月18日(土) |

(3) 目指す効果

各避難所の運営に携わる人員の習熟度の向上により、災害発生時における避難所の迅速かつ円滑な開設・運営が可能になる。

外部委託により専門的な知見、ノウハウにより、風水害や感染症対策など様々な要素を盛り込んだ弾力的な訓練シナリオの作成、訓練実施が可能となり、次年度以降実施校数を増やすことで、災害対応力の大幅な向上を目指す。

4 感震ブレーカーの配付・助成について

(1) 事業概要

震災時における電気に起因する火災抑制を目的とし、火災危険度の高い地域における住宅への感震ブレーカーの設置を推進する。

①簡易型感震ブレーカーの配付

- ・ばね式の簡易型感震ブレーカーを申請により無償配付。
- ・高齢者のみ世帯等、取付が困難な世帯へは取付まで実施(希望制)。

②分電盤タイプ設置費用の一部助成

- ・助成額:設置費用の2/3、上限5万円。新築は一律1万円。
- ・住宅を有する個人が対象で、1人1回限りの助成。

(2) 対象地域

不燃化特区を含む町丁目及び地震に関する地域危険度測定調査[第9回](東京都都市整備局)における火災危険度4・5の地域(約3万9千世帯)

三好2丁目/亀戸3・5丁目/大島2・7丁目/北砂3～7丁目/東砂4・5丁目/南砂4丁目

(3) 事業開始時期

令和5年夏頃(対象世帯に案内状送付、各エリアで展示説明会を実施)

(4) 留意事項

- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合には、停電に対応できるバッテリー等の備えが必要になる。
- ・東京都においても木造住宅密集地域への感震ブレーカーの配布を予定している。

5 東京都による水害リスク「我が家・我が事」プロジェクトについて

(1) 事業概要

東京都では、江東5区(墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区)における浸水リスクが高い世帯に対し、世帯住所毎に想定される水害リスクや推奨される避難行動を記載した「我が家の水害リスク診断書」を各戸配布し、住民の危機意識や避難意識を向上させる取り組みを実施する予定となっている。区も協力して進めていく。

(2) 目的

自宅等の水害リスクがピンポイントで示され、水害を「自分事」として捉える機会とし、また、備蓄や情報収集手段等の防災に係る情報を掲載し、区民の防災意識向上に寄与することを目的としている。

(3) 配布対象地域

水害ハザードマップ上で浸水想定が一定程度見込まれる地域(調整中)

診断書イメージ

(4) 配布時期

令和5年夏頃(調整中)

三つの水害リスク	川の洪水	高潮
①浸水の深さ	● m	● m
②浸水継続時間	● 日間	● 日間
③家屋崩壊等のおそれのある地域に該当	該当する	